

学校や家庭での生活のきまり(生徒指導規程)

神石高原町立油木小学校

第1章 総則

第1条【目的】

- (1) 全ての児童の学力を保障するために、児童一人一人が落ち着いて学習できる環境をつくる。
- (2) 全教職員が児童の理解を深め、共通理解のもとに指導にあたる。教職員一人一人が、問題行動を見逃すことなく、同じスタンスで指導する。
- (3) 児童・保護者・教職員がよりよい信頼関係を築き、保護者と協力して指導にあたり、児童をよりよい成長に導く。

第2章 学校生活に関わること

第2条【始業と下校の時刻について】

- ・ 始業時刻… 8時20分
- ・ 下校時刻… 午後4時（火曜日：午後3時25分 木曜日：午後2時35分）
- ・ 欠席や遅刻をする場合は、8時20分までに保護者が学校に連絡する。

第3条【通学について】

- (1) 通学は通学路をできる限り集団で登下校し、通学途中の寄り道は原則として禁止する。
(やむを得ない場合は、保護者より届け出をしてもらう。)
- (2) 通学距離が4km以上の場合は、バス通学ができる。また、4km未満でも、特別な理由がある場合は、バスが利用できる。1、2年生については、3km以上でバスが利用できる。
- (3) 原則として通学は徒歩とする。自転車通学はできない。
- (4) 防犯ブザー・熊鈴を必ず携行する。（入学後、配布予定。乾電池の交換は保護者負担）
- (5) 登下校で1人になる場合、可能な限り保護者が送迎をする。
- (6) 教職員による下校指導を行い、児童の通学状況や安全を把握し、指導に活かす。
- (7) 各地域の「子ども110番の家」を児童・保護者・教職員が共有する。

第4条【服装について】

種別	性別	服装規定内容
夏服	男	・ 紺のズボン ・ 白半そで開襟シャツ（ポロシャツ、カッター可）
	女	・ 紺のスカート（紺のズボンも可） ・ 白の丸襟ブラウス（ポロシャツ可）
冬服	男	・ 紺の児童服（ダブル、ノーカラー） ・ 白のカッターシャツ（白ポロシャツ可） ・ 紺のズボン
	女	・ 紺の児童服（ダブル、ノーカラー） ・ 白丸襟ブラウス（白ポロシャツ可） ・ 紺のスカート（紺のズボンも可）
帽子	男女	・ 紺の通学帽子
体操服	男女	・ 夏用、冬用別（メーカー：ヨット） ・ 体操帽子は表白、裏赤の赤白帽
履物	男女	・ 登下校は、運動靴（冬季、雨天時は長靴も可）

		<ul style="list-style-type: none"> ・上履きは、シューズ ・靴下は、黒・紺・グレー・白を基本とし、安全を考慮して引っかかりにくい形状のものとする。 (ワンポイントは可。柄物は不可。)
ネーム	男女	<ul style="list-style-type: none"> ・左の胸につける。 ・各体操服（上下とも刺繍入りネーム）
頭 髪	男女	<ul style="list-style-type: none"> ・頭髪は、学習や運動の妨げとならない清潔かつ自然な髪型や長さとする。 ・目にかからない髪の長さとする。 ・髪が肩にかかる長さのときは、目立たない色のゴムで結ぶ。 ・染色・脱色・ラインを入れるなどの特殊な髪形は禁止する。

第5条【持ち物について】

- (1) 全ての物に名前を記入する。
- (2) 荷物は、ランドセルに入れて登下校する。必要な場合は、手提げカバンを使用してもよい。
- (3) 携帯電話やゲーム機など、学習に不必要な物は持ってこない。携帯電話はやむを得ない事情により学校から特別の許可が出ていない以上、所持自体を禁止する。
※ 不必要な物を持ってきた時は担任が預かり、児童への指導と保護者との連携の後、返却する。
- (4) 筆箱について

- ・鉛筆5本（毎日削る。シャーペン不可、宿題も同様）
- ・赤および青鉛筆1本（4年生以上は、赤ボールペンを許可する。キャップ式のみ）
- ・消しゴム1個
- ・ものさし1本（伸びないもの）
- ・名前ペン1本
- ・筆箱1つ

- ※ 三角定規、分度器、コンパス、蛍光ペンなどは、各学年の学習状況に応じて、必要な時のみ持参する。

第6条【校内の生活について】

- (1) 「ちゃんとちゃんとの油木っ子」を合言葉に、規律を守る。
 - ・気持ちのよいあいさつをする。
 - ・身だしなみを整える。
 - ・時間を守る。
 - ・正しい姿勢で学んだり、食べたりする。
 - ・大きな声で発表をし、返事をする。
- (2) 「掃除 上手な油木っ子」を合言葉に、時間いっぱいすみずみまで掃除を行う。
美しい環境の中で心穏やかに学校生活を送るために、システムづくりを行い、児童・教職員が共に意欲的に学習環境を整える。
- (3) 「心豊かなたくましい油木っ子」を合言葉に、児童一人一人の心と体の成長を促す。

体力づくり

新体力テストの結果から課題を明確にし、課題を克服するための具体的な取り組みを継続的に行うことで、たくましく、体を動かすことが好きな児童を育成する。

食育

成長期にある児童にとって、健全な食生活は、健康な心身をはぐくむために欠かせないものである。児童の食に関する問題の改善の場として学校での食育を充実させていく。

自己肯定感，自己有効感を高める取組

自分や友達のよさを見つけ，交流させることで，児童が自己肯定感をもち，目標をもって仲間と楽しく生活していくことにつなげていく。

面接月間

児童の人間関係の悩みや学習についての悩みなど，児童の話を個別に聞くことで，実態を把握するとともに，今後の学級経営やいじめの未然防止に活かす。

命を守る指導

交通安全のルールを学習し，日常生活を安全に行動できる能力や態度を身につける。

児童の安全を第一に考え，安全に避難する能力を育てる。

日常から防災・安全に対する意識を高める。

児童及び教職員への生命の安全に配慮し，被害を最小限に食い止めるために，教職員の役割と児童の動きを明確にして，危機管理意識・能力を高める。

保健室利用

保健室を利用する場合は，担任もしくは身近にいる教職員に連絡する。特別な処置や回復時間が必要な場合は，保健室で休養することができる。

体調の回復が見られない場合は，学校から保護者に連絡し，家庭看護または医療機関受診を行う。

※ 児童会活動を活かした生活目標への取組

- ・児童一人一人が目標をもち，規律を守ることで，より充実した学校生活を送ることができるようにする。
- ・教職員の指導だけでなく，児童会活動を活かした生活目標への取組を行うことで，児童の生活意識を高めていく。

※ 縦割り班を活かした活動

- ・給食・掃除・体力づくり・運動会など，多くの場面で縦割り班活動を取り入れ，学び合い，支え合い，協力し合う力を養う。

第3章 校外での生活に関わること

第7条【家庭での生活 重点7項目について】

- ① 明るく元気なあいさつ
- ② 早寝早起き
- ③ 朝食を食べて登校
- ④ テレビやゲームの時間を決める（1日2時間以内）
- ⑤ 親子の会話を大切に
- ⑥ 親子で読書をする
- ⑦ お手伝いをする

第8条【校外での遊びについて】

- (1) 遊びに行く時は「〇〇へ行ってきます。」「何時に帰ります。」と言って出かける。
- (2) 地域での遊びについて ー油木の自然をかけめぐる子どもにー

- ・友だちと遊ぶようにする。また、自然の中で遊ぶようにする。
 - ・地域行事や休業日の行事などに積極的に参加し、多くの出会いや体験をする。
 - ・空家や危険な場所には行かない。
- (3) 自転車遊び・ゲーム遊びについて　－安全を守る子どもに－
- ・自転車遊びには、必ずヘルメットを着用する。(左側通行を守る)
 - ・自転車に乗って道路で遊んだり、遠くへ行ったりしない。
 - ・長時間のゲーム遊びはしない。また、ゲームソフト等の売買やカードのやりとりもしない。
- (4) 危険物や現金の所持について　－生命やお金・物を大切にする子どもに－
- ・刃物・エアガン等危険な物は買わない、持たない、持ち込ませない。
 - ・生命あるもの(草花・動物)とのふれあいを意図的に計画し、生命を大切にする子どもに育てる。
 - ・おこづかいの与え方について、家庭で十分に話し合い、正しい使い方をさせる。また、現金の持ち歩きはさせない。

第9条【子どもの礼儀作法について】

- (1) 地域の中で知った人に出会った時は、自分から進んで大きな声で挨拶をする。
- (2) 友達の家遊びに行った時、学校の運動場等で遊んだ時、片付け等をきちんとする。
(来た時よりも美しく！)
- (3) 地域行事や休業日の行事等に参加した時は、計画してくださる方に感謝の心を忘れず、礼儀正しく行動する。

第10条【不審者への対処について】

- (1) 電話等で聞き取りを受けた場合は、「知りません。」「分かりません。」と答え、すぐに家の人や学校に知らせる。
- (2) 知らない人に声をかけられた場合は、「いかのおすし」の合言葉で行動する。

いかのおすし

- ①知らない人には、ついて「いか」ない。
- ②知らない人の車には「の」らない。
- ③「お」お声をあげて、助けを求める。
- ④「す」ぐに逃げる。
- ⑤家の人と学校にすぐに「し」らせる。

※ 日ごろから、各地域の「子ども110番」の場所を確認しておく。

※ 日ごろから、不審電話や不審者への対応について、家族で話しておく。

第11条【休み中の生活指導について】

長期休業前には、第7条～第10条について、一斉指導や学級指導を行い、児童の休業中の生活の乱れを防止したり、安全の確保を行ったりする。

第4章 問題行動への対応に関わること

第12条【指導の流れ】

- (1) その場で複数の教職員で対応し、各職員に通報する。怪我がある場合、家庭連絡と受診、または、救急車の手配をする。
- (2) 周囲の児童や教職員から情報を集め、客観的に事実の確認をする。

(いつ、どこで、誰が、なぜ、何を、どのように)

- (3) 児童の課題を探り、指導方針を決定し、家庭と速やかに連携する。
- (4) 指導方針に沿って指導する。

※ 指導方針は、児童の状況や実態に応じて決定する。(別室による事実確認・反省指導・説諭など)

※ 決定した指導方針は、全教職員で共通理解を図り、家庭と連携をとりながら指導を行っていく。

第13条【問題行動対応での留意点】

問題行動があった場合は、速やかに家庭連絡をする。原則として、家庭訪問を実施する。家庭訪問では、事実と学校の指導方針を伝える。保護者の理解を得る。

第5章 特別な指導に関すること

第14条【指導と連携】

次の問題行動を起こした児童で教育上必要と認められた場合は、特別な指導を行う。

- (1) 法令・法規に違反する行為
 - ・いじめ ・盗難 ・万引き ・暴力行為 ・故意による器物破損
 - ・携帯電話など通信機器を使った誹謗中傷，裏サイトの開設
 - ・その他，学校が教育上必要を要すると判断した行為
- (2) 特別な指導（対応の手順）
 - ① 第1の指導…本人への説諭，事実・反省の文章の作成及び保護者との連携を図る。
 - ② 第2の指導…第1の指導をふまえた保護者との面談を行う。
 - ③ 第3の指導…第2までの指導をふまえ，改善状況がない場合は，反省のための別室指導や関係機関との連携を図る。
- (3) 児童虐待を発見した場合，もしくは疑われる場合は，こども家庭センターへ通知する。
- (4) その他関係機関，民生児童委員，主任児童委員と連携する。